

別表2（第5条関係）

2・3号認定

各月の初日において保育を受ける支給認定子どもが属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）										
		保育標準時間					保育短時間					
		一般世帯			ひとり親世帯等又は在宅障がい児（者）のいる世帯		一般世帯			ひとり親世帯等又は在宅障がい児（者）のいる世帯		
		3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳	4歳以上	3歳未満	3歳以上	
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
C1	均等割の額のみ世帯	17,900円	0円	0円	8,450円	0円	17,500円	0円	0円	8,250円	0円	0円
C2	市町村	38,400円未満	18,500円	0円	0円	8,750円	0円	18,100円	0円	0円	8,550円	0円
C3	民税の	38,400円以上 48,600円未満	19,500円	0円	0円	9,000円	0円	19,100円	0円	0円	8,800円	0円
C4	所得割	48,600円以上 64,100円未満	21,600円	0円	0円	9,000円	0円	21,200円	0円	0円	8,800円	0円
C5	の額が	64,100円以上 77,101円未満	24,400円	0円	0円	9,000円	0円	23,900円	0円	0円	8,800円	0円
C6	次の区	77,101円以上 80,500円未満	24,400円	0円	0円	一般世帯額と同額	23,900円	0円	0円	一般世帯額と同額		
C7	分に該	80,500円以上 97,000円未満	28,000円	0円	0円		27,500円	0円	0円			
C8	当する	97,000円以上 118,500円未満	32,300円	0円	0円		31,700円	0円	0円			
C9	世帯	118,500円以上 142,500円未満	36,200円	0円	0円		35,500円	0円	0円			
C10		142,500円以上 169,000円未満	40,000円	0円	0円		39,300円	0円	0円			
C11		169,000円以上 198,600円未満	48,300円	0円	0円		47,400円	0円	0円			
C12		198,600円以上 230,800円未満	52,100円	0円	0円		51,200円	0円	0円			
C13		230,800円以上 264,400円未満	55,900円	0円	0円		54,900円	0円	0円			
C14		264,400円以上 301,000円未満	60,300円	0円	0円		59,200円	0円	0円			
C15		301,000円以上	74,400円	0円	0円		73,100円	0円	0円			

## 備考

- 1 年齢区分は、保育を受ける日が属する年度の4月1日現在の年齢による。
- 2 保育標準時間認定とは、支援法施行規則第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定をいい、保育短時間認定とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定をいう。
- 3 生活保護世帯とは、生活保護法の規定による扶助を受けている世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援の給付を受けている世帯をいう。
- 4 市町村民税とは、地方税法に規定する個人の市町村民税をいい、次の各号に掲げる月分の保育料は、それぞれ当該各号で定める年度の市町村民税により決定する。
  - (1) 各年度の4月分から8月分まで 当該年度の前年度の市町村民税
  - (2) 各年度の9月分から3月分まで 当該年度の市町村民税
- 5 市町村民税非課税世帯とは、市町村民税が課されていない者からなる世帯をいう。
- 6 ひとり親世帯とは、世帯主が母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属するものである場合を除く。）である世帯をいう。
- 7 在宅障がい児又は障がい者がいる世帯とは、次の各号のいずれかに該当する者がいる世帯をいう。
  - (1) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
  - (2) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けている者
  - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
  - (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童
  - (5) 国民年金法の規定により障害基礎年金を受けている者
- 8 均等割の額のみ世帯とは、市町村民税の均等割のみが課されている者からなる世帯又は市町村民税の均等割のみが課されている者及び市町村民税が課されていない者からなる世帯をいう。
- 9 この表の適用に係る市町村民税の所得割の額は、支給認定子どもの保護者の全てに課される市町村民税所得割の額を合計して算出した額とし、当該額の算出に当たっては、地方税法に規定する住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額の控除及び株式等譲渡所得割額の控除に関する規定は適用しない。
- 10 支給認定子どもが属する世帯（市町村民税の所得割の額が一般世帯においては57,700円未満、ひとり親世帯等又は在宅障がい児（者）のいる世帯においては77,101円未満に限る。）の次の各号のいずれかに該当する子ども等のうち、最年長の子ども等から年齢順に数えて2番目の子ども等が支給認定子どもである場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額はこの表に規定する利用者負担額の2分の1の額（一般世帯のうち、市町村民税非課税世帯及び、ひとり親世帯等又は在宅障がい児（者）のいる世帯並びに年度の初日において3歳未満児に該当する当該支給認定子どもに係る利用者負担額は0円。）とし、最年長の子ども等から年齢順に数えて3番目以降の子ども等が支給認定子どもである場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額は0円とする。
  - (1) 支給認定保護者と生計を一にする支給認定保護者に監護される者
  - (2) 支給認定保護者と生計を一にする支給認定保護者に監護されていた者
  - (3) 支給認定保護者と生計を一にする支給認定保護者又はその配偶者の直系卑属（前2号を除く。）
- 11 支給認定子どもが属する世帯（市町村民税の所得割の額が一般世帯においては57,700円以上、ひとり親世帯等又は在宅障がい児（者）のいる世帯においては77,101円以上に限る。）の次の各号のいずれかに該当する子どものうち、最年長の子どもから年齢順に数えて2番目の子どもが支給認定子どもである場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額はこの表に規定する利用者負担額の2分の1の額（年度の初日において3歳未満児に該当する当該支給認定子どもに係る利用者負担額は0円。）とし、最年長の子どもから年齢順に数えて3番目以降の子どもが支給認定子どもである場合の当該支給認定子どもに係る利用者負担額は0円とする。
  - (1) 支給認定子ども
  - (2) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
  - (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前子ども
  - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前子ども
- 12 支給認定保護者が児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である世帯に属する支給認定子どもの利用者負担額は、表の規定にかかわらず、0円とする。